

建設業者の皆さんへ

入札・契約制度について、
平成 21 年 4 月より次のとおり改正いたします。

1. 格付基準点数の改正について

登録業者の等級別格付の基準となる格付基準点数を、登録業者の数、施工能力、発注金額等のバランスを考慮して、下表のとおり改正します。

| 工事種別 等級 | 改正後 | | | 現 行 | | |
|---------|-------|-----------------|-------|-------|-----------------|-------|
| | A | B | C | A | B | C |
| 土木一式工事 | 800以上 | 600以上～ 800未満 | 600未満 | 850以上 | 650以上～ 850未満 | 650未満 |
| 建築一式工事 | 750以上 | 750未満 | — | 800以上 | 650以上～ 800未満 | 650未満 |
| 水道施設工事 | 650以上 | 650未満 | — | 750以上 | 650以上～ 750未満 | 650未満 |
| 電気工事 | 現行どおり | | | 750以上 | 750未満 | — |
| 舗装工事 | 650以上 | 650未満 | — | 750以上 | 650以上～ 750未満 | 650未満 |
| その他の工事 | 650以上 | 650未満 | — | 750以上 | 750未満 | — |

2. 各等級別の発注基準額及び指名業者数の改正について

登録業者の格付基準点数の改正に伴い、各等級別の発注基準額及び指名業者数を下記のとおり改正します。

(発注基準額)

| 工 種 | 格付 | 改正後 | 現 行 |
|--------|----|------------|---------------------|
| 土木工事 | A | 現行どおり | 2,000 万円以上 |
| | B | | 500 万円以上 2,000 万円未満 |
| | C | | 500 万円未満 |
| 建築工事 | A | 500 万円以上 | 1,000 万円以上 |
| | B | 500 万円未満 | 500 万円以上 1,000 万円未満 |
| | C | — | 500 万円未満 |
| 水道施設工事 | A | 1,000 万円以上 | 1,500 万円以上 |
| | B | 1,000 万円未満 | 500 万円以上 1,500 万円未満 |
| | C | — | 500 万円未満 |
| 電気工事 | A | 現行どおり | 1,000 万円以上 |
| | B | | 1,000 万円未満 |
| 舗装工事 | A | 700 万円以上 | 1,000 万円以上 |
| | B | 700 万円未満 | 500 万円以上 1,000 万円未満 |
| | C | — | 500 万円未満 |
| その他の工事 | A | 現行どおり | 500 万円以上 |
| | B | | 500 万円未満 |

(各等級別の指名業者数)

(現 行)

| 級別工種 | A | | | B | | C |
|--------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------|
| 土木工事 | 2,000万円 ～3,000万円 10 | | | 1,200万円 ～2,000万円 8 | 500万円 ～1,200万円 6 | 500万円 未満 5 |
| 建築工事 | 2,000万円 ～3,000万円 10 | 1,000万円 ～2,000万円 8 | 500万円 ～1,000万円 6 | | 500万円 未満 5 | |
| 水道施設工事 | 2,000万円 ～3,000万円 10 | 1,500万円 ～2,000万円 8 | 1,000万円 ～1,500万円 8 | 500万円 ～1,000万円 6 | 500万円 未満 5 | |
| 電気工事 | 2,000万円 ～3,000万円 10 | 1,000万円 ～2,000万円 8 | 500万円 ～1,000万円 6 | 500万円 未満 5 | | |
| 舗装工事 | 2,000万円 ～3,000万円 10 | 1,000万円 ～2,000万円 8 | 500万円 ～1,000万円 6 | | 500万円 未満 5 | |
| その他の工事 | 2,000万円 ～3,000万円 10 | 1,000万円 ～2,000万円 8 | 500万円 ～1,000万円 6 | 500万円未満 5 | | |

(改正後)

| 級別工種 | A | | | B | | C |
|--------|---------------------------|--------------------------|----------------|--------------------------|------------------------|------------------|
| 土木工事 | 2,000万円 ～3,000万円 10 | | | 1,200万円 ～2,000万円 8 | 500万円 ～1,200万円 6 | 500万円 未満 5 |
| 建築工事 | 2,000万円 ～3,000万円 10 | 500万円 ～2,000万円 8 | 500万円未満 6 | | | |
| 水道施設工事 | 2,000万円 ～3,000万円 10 | 1,000万円 ～2,000万円 8 | 1,000万円未満 6 | | | |
| 電気工事 | 2,000万円 ～3,000万円 10 | 1,000万円 ～2,000万円 8 | 1,000万円未満 6 | | | |
| 舗装工事 | 2,000万円 ～3,000万円 10 | 700万円 ～2,000万円 8 | 700万円未満 6 | | | |
| その他の工事 | 2,000万円 ～3,000万円 10 | 500万円 ～2,000万円 8 | 500万円未満 6 | | | |

3. 適用時期について

格付基準点数及び各等級別の発注基準額、指名業者数の改正については、第3回入札（5月15日予定）に係る指名より適用します。

4. 制度の導入について

建設産業の企業活動の安定と活性化を目的として平成21年4月1日から、次の制度を導入します。

●地域建設業経営強化融資制度

平成21年11月に国が新たに制定した「地域建設業経営強化融資制度」を本町においても活用し、未完成工事にかかる工事請負代金債権の譲渡を認めることとします。

① 地域建設業経営強化融資制度の特徴

建設業者が有する公共工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設業者の金融の円滑化の推進を目的とし、また、工事出来高を超える部分についても、保証事業会社(※1)債務保証により金融機関の融資が受けられることを特徴とします。

債権譲渡先は事業協同組合等(※)加え、一定の民間事業者(※3)対象となり、制度の実施時期は、当面、平成23年3月末までの措置とされています。

※1 保証事業会社とは、東日本建設業保証株式会社

※2 事業協同組合等とは、社団法人栃木県建設業協会など

※3 一定の民間事業者とは、保証事業会社の関連会社

② 実施時期

平成21年4月1日から実施し、終期は国に準じます。

◎ 制度に関係する様式は、[入札・契約書式等のダウンロード](#)よりダウンロードできます。

●中間前金払制度

中間前金払とは、工事着手前の前払金(4割以内)に加え、工事が半分以上経過した時点で2割以内の前金払を行う制度です。

この制度を導入することにより、従来の部分払に比べ手続きが簡素化されることにより、手続きから支払までが迅速化することから、請負業者の資金繰りが改善されます。

【対象工事】

保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、工事1件の請負代金の額が300万円以上の工事が対象です。

【中間前払金の額】

中間前払金の額は、請負代金の2割以内です。ただし、前払金と合わせて請負金額の6割を超えることはできません。

【支払方法の選択】

請負業者は、請負契約締結時に「中間前金払」か「部分払」のいずれかを選択することができます。ただし、契約後の選択変更はできません。

(契約締結時に「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」を提出していただきます。)

【支払要件】

次の要件を全て満たしていなければなりません。

1. 前払金を受けていること
2. 工期の2分の1を経過していること
3. 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること
4. すでに行われた作業に要した経費が、請負金額の2分の1以上であること

【中間前金払の請求】

1. 発注担当課に「工事履行報告書」を添付して「認定請求書」を提出します。
2. 発注担当課は支払要件等を確認し、「認定調書」を交付します。
3. 認定交付された「認定調書」により、前払金保証事業会社と中間前払金保証契約を締結し、請求書に「保証証書」を添付し、発注担当課に中間前払金を請求することになります。

◎ 制度に関する様式は、[入札・契約書式等のダウンロード](#)よりダウンロードできます。

5. 契約書の改正について

平成21年4月1日より契約書を改正します。主な内容は次の通りです。

- ①独占禁止法に違反した場合の違約金の徴収について、課徴金減免制度に対応させた。(課徴金の納付を免除された業者にも、違約金を請求できる)
- ②支払遅延防止法の遅延利息の率が改正されたため改正した。(3.7%→3.6%)
- ③閏年の取り扱いを明確化した。(閏年でも365日で計算)
- ④中間前払金制度の導入により改正した。

◎ 契約書の様式は、[入札・契約書式等のダウンロード](#)よりダウンロードできます。

請負契約書(条項)の改正箇所

(前金払)

第35条 1～2略

3 乙は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を甲に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。

5 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、3分の2)を超えるときは、甲の指定する期日までにその超過額を返還しなければならない。ただし、第38条の支払をしようとするときは、甲はその支払額の中から超過額を控除することができる。

7 略

8 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、**年3.6パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)**で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第46条 略

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分又は部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により、第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第51条 1～2略

3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第48条又は第48条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.6パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額の利息を付した額を、解除が第49条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。

4～8 略

(賠償の予定)

第52条 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は甲の請求に基づき、請負代金額(請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の2に相当する額を賠償金として支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、甲が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 乙が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下、納付命令という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 略

(賠償金等の徴収)

第54条 乙が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金(以下「賠償金等」という。)を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、甲の指定する期間を経過した日から支払いの日まで年3.6パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した遅延利息を付した額を支払わなければならない。

2 略

3 前項の追徴をする場合には、甲は請負代金と乙の支払うべき額とを相殺した日から、乙が相殺後に支払うべき追徴金に対して、乙の支払いの日まで年3.6パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した延滞金を徴収する。

問い合わせ先
上三川町 総務課 管財係
TEL 56-9114・FAX 56-6868